

令和 4 年 第 7 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 5 日（火） 午前 9 時 00 分～ 10 時 30 分
 2. 開催場所 白石町役場3階大会議室
 3. 出席委員（36 人）

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員	7 番 川崎勝巳 委員
8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員	10 番 川崎哲朗 委員
11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員	13 番 橋本重吉 委員
14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片淵秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片淵久司 委員
 4. 欠席委員（1 人）
 - 4 番 藤井啓二 委員
 5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2
 - 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 3 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について
 - 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 5 農地法第 5 条許可申請書の取下願いについて
 - 6 令和 4 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について
 - 7 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
- 1 合意解約の報告
 - 2 形状変更届出について
- 業務連絡事項
- 1 第 8 回農業委員会総会の日時及び場所
 - 2 その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	川崎正己
農地農政係	香月麻里

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年7月第7回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。先ほど、会長からも言われたとおり、台風4号が通過中というところで、本日の総会の開催の可否について、昨日、会長とお話をさせていただいて、予定どおりというところで、本日、お集まりいただいたところでは。

また、総会終了後、農地パトロールについて、白石1班・2班がこの総会終了後、福富班が本日13時から、有明1班・2班が7日予定をされていますので、皆様方お忙しい中ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、4番 藤井啓二委員から欠席の届けがあつております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、11番 池上勝文委員、12番 川崎正明委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 135 号 =

議長 初めに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第135号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第135号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望で、総額〇〇円、10a当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として6月21日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人の世帯は、米・麦・大豆、野菜などを、約1.6haの規模で営農されています。また申請地については、宅地に隣接する小さな畑です。周辺地域と協力し耕作をされる予定であるため、申請の所有権移転については、問題はないと判断しましたので、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第135号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第135号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 136 号＝

議長 続きまして、議案番号第136号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第136号。権利の種類は、使用貸借権設定です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第136号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 136 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 137 号＝

議長 続きまして、議案番号第 137 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 137 号。権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請事由は、譲渡人、譲受人の要望で、総額〇〇円、10a 当たりの対価は〇〇円です。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米・麦・大豆・キュウリを中心に約 10ha の規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 137 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 138 号＝

議長 議案番号第 138 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 138 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 6 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人の世帯は、花栽培をはじめ、米・麦・大豆を、約 26ha の規模で営農されています。
譲受人は、隣接農地の所有者で、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 138 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 138 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 139 号 ＝

議長 議案番号第 139 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 139 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 139 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 139 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 140 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 140 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 140 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、飼料用作物のラップロール置場の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること

から、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 140 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 140 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 141 号＝

議長 続きまして、議案番号第 141 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 141 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番について、農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

次に、〇〇番及び〇〇番について、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として6月28日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用は、庭、農業用資材置場、農業用倉庫の申請となっています。
隣接地は申請者が所有する宅地及び農地であり、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第141号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第141号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 142 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第142号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第142号です。

5条においての権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として6月29日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業用機械置場、進入路の整備を行われるものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。

8ページの地図で、これは何かと思う所があったので、筆界未定地、その他（白地等）とは、何か教えてもらいたいです。

事務局 筆界未定地について、説明させていただきます。みなさん、ご存じのとおり、国土調査ということで、平成10何年ぐらいから、各地域で、隣同士の「わの」と言ったら解かりやすいと思いますが、その境界の確定をする作業を行っておりますけれども、その時に、道路側、または民地側との接する方々との境界が確定しなかった、お互いが承諾をされなかったという所が、筆界未定地という言い方をしております。解かりにくい説明と思いますが、隣の方、官地、民地との境界が未だ確定していない土地となります。以上です。

○番 もう1回いいですか。

事務局 ここで言いますと、筆界未定地-1、その他（白地等）となっておりますけれども、その隣、もしかしたら、○○番との境界が確定していないという土地になります。ここでは、わかりませんが、その左側かもしれないし、右側かもしれませんが、その境界が確定していないという土地になります。

○番 こういう土地は、たくさんあるわけですか。

事務局 町内にいくらかあるみたいです。

○番 確定しない場合はどうなりますか。

事務局 最終的にはお互い協議をして、境界を確定しないといけないのですが、亡くなっておられたり、相続の方がいらっしやらないとか、そういう所が、筆界未定地とな

っているみたいです。

○番 「わのぎ」が確定していないということですか。

事務局 そうです。「わのぎ」が確定していないということです。

○番 わかりました。

○番 ○番、○○です。

確認ですけど、8ページの地図ですけど、地図のなかで、地番の○○番、地図上では、○○さんの所有というか、ここが、○○さんから譲渡を受けたとの話なのですが、地図上では、○○さんになっていますが、このあたりはどうなのでしょう。

事務局 今回、議案として挙げさせていただいているのが、農地法4条及び5条という申請になります。今、○○委員が言われている○○番については、確かに、図面どおり○○さんの今の名義で、○○さんが、自分が転用をするという4条の部分になります。

○○様と書いてある○○番、○○番の部分については、農地法5条の売買という形での合わせ技という申請です。

合わせたうえでの申請になります。ですので、地図上、○○さんの分は、これで、間違いはないということで、よろしく申し上げます。

○番 はい、わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第142号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第142号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 149 号 =

議長 続きまして、5.「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。5.「農地法第5条許可申請の取下願いについて」の議案第149号と150号を先に

審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ありがとうございます。議案番号第 149 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 まず、議案番号第 149 号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示から事業又は施設の概要については、議案書のとおりです。

取下理由についてですが、この案件は、本年第 5 回総会の議案第 107 号において上程し、承認していただいておりますが、その後、住宅建設場所の一部変更をされたことにより、今回の 5 条の取下げと、後ほど審議していただく 5 条許可の新たな申請をされた事によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 基本的な事を確認したいです。売買に伴う住宅地の関係ですが、前の申請書を見ていたら、図面の 10 ページの畑のところ、〇〇さんが〇〇さんと変わった形ですよね。前回の申請より。

こういった場合、内容が変わるということで、申請をすれば、やり直せるという形になるのでしょうか。

事務局長 まず、前回の区分で 5 条申請して、承認をいただいている。そのあと、申し上げたとおり、この 10 ページで申し上げますと〇〇番地、畑で〇〇さんですよね。その右側に宅地で〇〇区とあります。これが、ここも買ってくれとお話がありまして、そこで、再度、建築の部分で、位置が変わったというところが、1 つの要因です。

それに伴って、いったん、申請をおろして、再度、5 条申請をされたというのが、経緯でございます。

○番 わかりました。要するに、右側の〇〇区の宅地が追加になって、全体的な面積変わったのでと言うことですね。

事務局長 そこについては、私の範ちゅうを超えますので、わかりません。

○番 ついでにいいですか。農地関係を売買して、住宅等を建てるとなると、いろんな許可関係が輻輳してきますよね。私も何回か相談受けたことがあるのですが、要するに、転用とか、形状変更であるとか、農地法に基づく関連なのですが、住宅となると、他に接道の問題があったりして、建設課とか、場合によっては資産課とか、農振除外関係で言うと、農業振興課となってくるので、おんなじ人が、こういった

形で申請するようになると、あっち行ったり、こっち行ったりするので、申請する方たちは、本人さんではなくて、途中で、専門家の土地家屋調査士さんとか、建築家さんとか、設備屋さんとか入ってきて、バラバラに話をして行くとなると、本人たちは、訳わからんとなるわけですよ。そういう形で、場合によっては、どっかでマニュアル化。こういう場合にはこうなります。こういう場合にはこうなります。どこか行政のサービスの一環として、関連するものがあれば、例えば、マニュアル的なものを図面を見て、素人の方がわかるような形のサービスができないかなと思います。

今まで、審議に参加させていただいて、何回かそういうのが出てきたので、ちょっと変わったら、やり直しとか、ここの審議にあがるまでに、いろいろ書類の変更であるとか、作図の変更であるとか、本人さんたちはまいったと、そういう話を聞きますので、そういう形にできないかなと、これは要望です。

事務局長 ご意見、ご要望ですね。ありがとうございます。

こういった、若干特殊な案件でしたけれども、その相談があった折には、十分丁寧に説明をしているというところで、私も職員を見ながら、関心をしているところです。

おっしゃられるように、マニュアル的に、枝分かれしてこっちにとかあったら、非常にわかりやすいかなと思います。そこら辺の検討まで含めて、今後させていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。
議案番号第 149 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 149 号は申請どおり知事に進達することに決定します。

＝議案番号第 150 号＝

議長 続きまして、議案番号第 150 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 150 号。権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地の表示から事業又は施設の概要については、議案書のとおりです。
取下理由については、議案番号第 149 号と同じく、本年第 5 回総会の議案第

108号において上程し、承認していただいておりますが、その後、住宅建設場所の一部変更をされたことにより、今回の5条許可取下げと、後ほど審議していただく5条許可の新たな申請をされた事によるものでございます

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。
議案番号第150号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第150号は申請どおり知事に進達することに決定します。

＝議案番号第 143 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第143号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第143号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第3種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

当議案については、先程議案番号第149号の5条取下げについてご承認いただいた案件の新たな5条許可申請の上程分でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、10ページから11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として6月30日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、5月総会で農地法第5条の申請をされていましたが、建築場所の変更を希望されたため、取下げ願いを提出され、再度一般住宅として利用されるための申請となります。

申請地は、宅地、道路に囲まれた農地で、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 先程あった150号ですか。大字今泉〇〇番 面積が217㎡、次に今出ております143号の〇〇番、同じ地番なのですが、面積が違うのですが、これは、どういったことですか。

事務局長 質問された〇〇番が、元々217㎡あったのですが、〇〇さんと〇〇さんのお話の中で、場所が入れ替えられて、そのため、6月に分筆をされて、〇〇が195㎡、あと分筆された〇〇番というのが、22㎡となって、その部分を含めて計画をされているというところでございます。

○番 許可の取り消し分は、分筆前の面積、新しい分は、分筆後の面積ということですね。わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第143号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第143号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 144 号＝

議長 議案番号第144号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 144 号。先ほどの関連でございます。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

まず、〇〇番について、農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

次に、〇〇番及び〇〇番について、農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

当議案については、議案第 143 号と同じく、議案番号第 150 号の 5 条取下げについてご承認いただいた案件の新たな 5 条許可申請の上程分でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

143 号・144 号の議案について、お騒がせしていることについて、恐縮しているところでございます。問題は、143 号・144 号同一ですけれども、1 つは、〇〇区の所有であります宅地、これを、数年前から、隣接地の売買の時に、同時に売買しようという方針を立てておったところでしたが、〇〇さんの土地の売買が上がってきて、それを知ったのが、〇〇区長が区長としての同意書を求められた時に、発覚しました。それで、同時に売買できないだろうかと相談をされた。そこからスタートしているわけです。

だから、5 月の総会のおりに、申請されました元々の内容とは違ったような形で、建物の敷地が変更になったということと併せて、〇〇姉妹がお住みになる訳ですけれども、建設図面そのものも変わってきたというのが、今回のこういう申請だと、ご理解願いたいと思います。

それで、この 144 号の議案について、6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、5 月総会で農地法第 5 条の申請をされていましたが、建築場所の変更

を希望されたため、取下げ願いを提出され、再度一般住宅の建設、進入路、庭として利用されるための申請となります。

申請地は、宅地と道路、〇〇高校に囲まれた農地で、区長、生産組合長、隣接宅地所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 144 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 144 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 145 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 145 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 145 号。権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 ○○番の○○です。
地元農業委員として6月22日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農家分家住宅、庭、駐車場、農業用倉庫を目的とするものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接宅地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から既にも断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第145号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第145号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 146 号＝

議長 続きまして、議案番号第146号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第146号。権利の種類は、使用貸借権設定です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地。
農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、16ページから17ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として6月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、貸付人の子の妻が規模拡大に伴い不足していた農業用倉庫、駐車場、農業用機械置場について整備を計画されております。

隣接地は、貸付人の所有する宅地及び農地で、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第146号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第146号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 147 号＝

議長 続きまして、議案番号第147号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第147号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、18ページから19ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として6月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、貸付人の子が営む電気工事会社の資材倉庫、駐車場、資材倉庫の整備を計画されております。
隣接地は、貸付人の所有する宅地で、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第147号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第147号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 148 号＝

議長 続きまして、議案番号第148号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第148号。権利の種類は、所有権移転、売買です。
先ほどの4条の申請分でありましたけれども、その関連でございます。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、第3種農地。
農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。
この部分については、5条の売買の申請のところ、○○さんの部分でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、20ページから21ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として6月29日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、宅地進入路の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること
から、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第148号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第148号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 151 号＝

議長 続きまして、6. 議案番号第151号「令和4年白石町農用地利用集積計画(7号)
の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第151号の「農用地利用集積計画(7号)の承認決定について」ご説明い
たします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は2件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページの相対での設定が28件、5ページから10ページの農地中間管理
機構への利用権設定関係が65件、合わせて93件の計画が提出されており、賃借権設
定が89件、使用貸借権設定が4件となっております。

区分の内訳として新規が43件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定を

されるものが9件ありました。再設定は50件でした。

今回の利用権の総面積は374,305㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが26件、会社法人によるものが2件、農地中間管理機構によるものが65件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、95件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第151号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第151号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
これについては議事参与の制限がございます。
○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番、○○です。
利用権設定関係で、○番から○番の小城市の○○さんという方が、深浦で耕作をされるようになっていますが、私も隣に作ったりしているのですが、耕作放棄地のようになって、麦も作られていたのですが、そのまま、打って、今、田植をしている最中ではないかと思うのですが、地元の方が、3年契約でされているのですが、今後が心配と相談を受けたので、農業委員会の方でも、様子を見てもらえないかと思ひまして、その連絡でした。よろしく申し上げます。

事務局長 わかりました。注意して、経過観察等したいと思います。また、農業委員の皆様方も通った折には、観察等よろしくお願ひしたいと思います。

議長 圃場は、わかりますか。

○番 はい、圃場はわかっています。地元の方は、心配されて、3年後、もしかして、もうしませんと言われたいだろうかと、小城からと言う話ですが、塩田の方から来ているみたいで、自分も会って話そうかなと思っているのですが、昼間は仕事をされて、夜10時以降に仕事されているようで、まだ、1回も会ったことがないです。そんな状況です。

議長 わかりました。

○番 今、○番が言われたことは、結構、あちらこちらであっています。今、言ってもらったので、私も話しますが、ここらへんは、農業委員で、ピシッと把握して、農業委員のほうから、小城の方にでも、こういう状態では、ちょっとと意見というか、注意をするぐらいは必要と思います。

議長 ここらへんは、今度の農地パトロールで、しっかりと農業委員みんなを見て、確認をお願いします。

ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第151号(利用権設定)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第151号(利用権設定)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 152 号 ～ 議案番号第 161 号 =

議長 続きまして 7. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第152号から議案番号第161号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第152号から議案番号第161号でございます。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第152号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、下箕具の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 153 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、南区の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、23 ページから 24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 154 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、南区の〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。
議案の位置図は、25 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 155 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、26 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 156 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 157 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、興亜の〇〇氏です。
申請理由は、自ら農業を行わないための農地処分でございます。
議案の位置図は、28 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 158 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、深浦西分の〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。
議案の位置図は、29 ページから 30 ページをご覧ください。

続きまして、農地の貸付希望です。

議案番号第 159 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、久治の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地貸付でございます。

議案の位置図は、31 ページをご覧ください。

続きまして、農地の借受希望です。

議案番号第 160 号。

あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。

申請理由は、経営規模拡大で、希望は、上区、中区、下区、北区の自宅から半径 1 k m 以内の農地です。作付作目は、米、露地野菜です。

続きまして、議案番号第 161 号。

あっせん申出者は、深浦東分の〇〇氏です。

申請理由は、経営規模拡大で、希望は、大字深浦地区内の農地です。作付作目は、レンコンです。

以上、議案第 152 号から議案第 161 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 152 号から議案第 161 号まで、ご審議のほどよろしく願いたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく願いたします。

議長 議案番号第 152 号から議案番号第 161 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いたします。

議長 議案番号第 152 号。

委員 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願いたします。

議長 議案番号第 153 号

委員 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願いたします。

議長 議案番号第 154 号

委員 〇〇委員、〇番 〇〇委員で願いたします。

議長 議案番号第 155 号。
委員 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 156 号

委員 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 157 号

委員 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 158 号。

委員 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 159 号、貸付希望。

委員 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 借受希望、議案番号第 160 号。

委員 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 161 号。

委員 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 152 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 153 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 154 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 155 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 156 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 157 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 158 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 159 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 160 号 ○○委員、○○委員

議案番号第 161 号 ○○委員、○○委員で、あつせんの方、よろしくお願ひします。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 152 号は〇〇、153 号は〇〇、154 号は〇〇、155 号は〇〇、156 号は〇〇、157 号は〇〇、158 号は〇〇、議 159 号は〇〇、160 号は〇〇、161 号は〇〇。

以上でございます。連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

(第 8 回農業委員会総会の日時及び場所)

- 1 日時・場所 … 令和 4 年 8 月 5 日 (金) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他 …
 - ① 農地パトロールの実施について
 - ② 農業者年金広報誌「のうねん」への記事掲載について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 30 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員